

令和 8 年度

ピパの子保育園 ・ 認定こども園ひまわり

入所のご案内

(令和8年4月～令和9年3月入所用)



美唄市保健福祉部こども未来課こども未来係

〒072-0026

美唄市西3条南2丁目4番1号（子育て支援センターはみんぐ内）

TEL 0126-62-3147 FAX 0126-62-1088

E-mail kodomo@city.bibai.lg.jp

目 次

1	「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定）について	・・・ P2
2	保育の目的・入所基準	・・・ P3～4
3	入所期間	・・・ P4
4	入所にあたって	・・・ P4
5	入所（保育・教育給付認定）手続き	・・・ P4
6	入所手続から入所決定までのながれ	・・・ P5
7	提出書類	・・・ P5～7
8	利用者負担額（保育料）等	・・・ P7～10
9	障がい児保育	・・・ P11
10	延長保育	・・・ P11
11	保育の解除（途中退所）	・・・ P12
12	災害保険	・・・ P12～13
13	病児保育	・・・ P13

美唄市認可保育施設（令和7年11月1日現在）

設置者 美唄市	ピパの子保育園	認定こども園ひまわり	
		長時間	短時間
住所	東2条北2丁目1番1号	南美唄町下5条2丁目	
電話番号	0126-35-4711	0126-62-1042	
FAX番号	0126-35-4566	0126-62-1042	
保育時間	7：30～18：30 (延長 19：30まで)		8：30～12：30 (延長 15：30まで)
休日	日祝日 年末年始(12/29～1/3)		
定員	150人	20人	15人
対象年齢	2か月以上	1歳以上	3歳以上
職員配置	施設長1 副園長1 保育士20 保育補助5 調理員3 公務補1	施設長1 保育士3 保育補助1 調理員1 公務補1	
子ども一人一人を大切にし、保護者から信頼され地域に愛される保育園を目指します。 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培い、自らの人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情を持って子どもと関わり信頼関係を築いていきます。		少定員の中、一人一人の個性を伸ばしつつ心温かな保育・教育を目指します。 のどかな環境に恵まれ、四季折々の自然の中でのびのびと育つ子どもの成長を保護者と共に感しながら、生きる力を育む「大切なこと」を育てるとともに、地域全体の見守りの中、保育・教育に努力していきます。	

1 「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定）

平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートし、新制度の幼稚園や保育園（所）、認定こども園を利用する場合、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」とは、保育所等の利用を希望する保護者の申請を受けて、市がその児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」「保育所等を利用する期間」を認定するものです。

教育・保育給付認定の内容は「支給認定証」として保護者に交付されます。支給認定証は、保育所等を利用していく上で重要な書類ですので、大切に保管して下さい。

① 教育・保育給付認定について

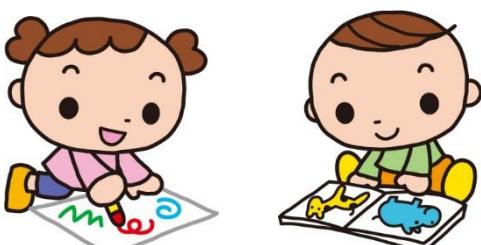
（年齢や保育を必要とする事由で3つの認定区分となります。）

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、 教育を希望される場合	認定こども園
2号認定 保育認定	満3歳以上で、 保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 保育認定	満3歳未満で、 保育を希望される場合	保育所 認定こども園

② 保育の必要量について

（保育を希望される2号認定及び3号認定においては、保護者の就労や疾病、出産、親族の介護など保育を必要とする事由により、次の保育の必要量を認定します。）

利用区分	保育所等利用時間	就労形態
保育標準時間	11時間	フルタイム就労を想定した 利用時間
保育短時間	8時間	パートタイム就労を想定した 利用時間



2 保育の目的・入所(保育認定)基準

◆ピパの子保育園 認定こども園ひまわり（長時間保育）

・保育の目的

保育所及び長時間保育は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどのために、家庭において保育をすることができない場合に保護者に代わって児童を保育することを目的とします。

・入所基準

保育所及び長時間保育へ入所できる児童は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にある場合です。ただし、同居の親族その他の方が児童を保育できる場合は除かれます。

(1) 家庭外労働

日中に児童の保護者が家庭の外で仕事をしているため、その児童を保育できない場合

(2) 家庭内労働

日中に児童の保護者が家庭で、児童と離れて日常の家事以外の仕事をするため、その児童の保育ができない場合

(3) 親のいない家庭（保護者が親以外の者である家庭）

死亡・行方不明・拘禁などの理由により親がいないために、児童の保育ができない場合

(4) 母親の出産等

保護者が出産の前後であるか、または疾病、負傷、心身の障がいなどのため、長期にわたりその児童を保育できない場合

(5) 病人の看護等

その児童の家庭に病気療養中の人や心身に障がいのある人がおり、児童の保護者がいつもその看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合

(6) 家庭の災害（災害等の影響）

火災・風水害・地震等の災害により、住宅を失い、または住宅が破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合

(7) 求職活動、就学

保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている、又は就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童を保育できない場合

※ (1)、(2)について、月48時間以上の就労を条件とします。

※ (7)について、入所後90日以内に就労されない場合は退園していただくことになります。

◆認定こども園ひまわり（短時間保育）

・教育の目的

認定こども園の短時間保育は、小学校教育の基礎として小学校入学前の児童を保育し、適切な環境で心身の発達を助長することを目的としています。

・入所基準

満3歳以上の児童であること。

3 入所期間

小学校就学始期に達するまでの範囲内で、入所基準その他の事情により決定します。入所後、年に1回児童の保育の必要性等を確認するため現況調査を行いますが、調査によって入所期間を伸縮される場合があります。

4 入所にあたって

◆ピパの子保育園 認定こども園（長時間保育）

- ① 入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合があります。
- ② 希望者が多数いる場合は、入所基準判定調書等により選考するため入所できない場合があります。
- ③ 入所基準判定により保育の実施期間のご希望に添えない場合があります。

◆認定こども園（短時間保育）

- ① 認定こども園（短時間保育）に入所後、保育の必要性が認められる等の事情が発生した場合は、長時間保育へ変更していただくことがあります。
- ② 希望者が多数いる場合は、令和8年4月1日時点で年齢の高い児童を優先に選考しますが、入所を決定できない場合は抽選を行います。

5 入所（保育・教育認定）手続き

・受付期間 令和7年12月5日（金）～令和8年1月15日（木）

土・日・祝日・年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）を除く

・受付時間 午前9時から午後5時まで

・受付場所 こども未来課（子育て支援センターはみんぐ）

※ ピパの子保育園、認定こども園ではお受けできません。

※ 4月以降についても随時受付いたしますが、既に定員を満たしている場合は入所することができませんのでご承知ください。

6 入所手続から入所決定までのながれ

1 教育・保育給付認定申請書 入所申込書等提出
令和7年12月5日～令和8年1月15日

2 入所選考（利用調整）
※認定こども園（短時間保育）抽選 令和8年1月～2月上旬

3 利用（教育・保育給付認定）決定
入園説明会等のご案内 令和8年2月中旬

4 入園説明会 個人面談 令和8年3月

5 入園式 令和8年4月3日（予定）※4月1日から登園可

7 提出書類

提出書類	入所希望施設 ピバの子保育園	認定こども園 (長時間保育)	認定こども園 (短時間保育)
① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 ◎記載例あり	○	○	○
② 保育所入所申込書	○	-	-
③ 認定こども園入所申込書	-	○ (長時間保育に□) (短時間保育に□)	○
④ 保育所及び認定こども園入所申込確認票	○	○	○
⑤ 入所理由証明書	○	○	-
就労の場合 就労証明書	出産の場合 母子手帳の提示		
保護者の障がい等の場合 医師の診断書	就学の場合 在学証明書等		
求職活動の場合 ハローワークで発行される求職活動を行っていることが確認できる書類			
⑥ 令和7年度課税証明書 ※1	△	△	△

※1 令和7年度(令和6年中)所得課税証明書：利用者負担額の算定に伴い、令和7年1月2日以降に美唄市に転入された方、単身赴任等の方で、マイナンバーの提供がいただけない方のみ提出が必要です。（令和7年1月1日より前に美唄市に住民票のある方は不要です。）

○ その他必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

◎ 記載例（提出書類より抜粋）

◆ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

- 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により申請書に記入された世帯全員の個人番号（マイナンバー）を確認します。世帯全員の個人番号通知カード及び申請者の身分証明書（免許証等）又は世帯全員の個人番号カードをご持参下さい。

別記様式第1号（第3条関係）

③保育の利用を必要とする理由等

*保育所等⁽¹⁾において保育の利用を希望する場合のみ以下の項目に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	児童との続柄	必要とする理由			具体的な状況等 (勤務先、就労時間・日数や疾病等の状況等)
		<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	
		<input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	
<input type="checkbox"/> その他()					
保育の利用を必要とする時間等	必要とする曜日	1日のうちに必要とする			
	<input type="checkbox"/> 平日(月～金曜日)	(: ~ :)			
	<input type="checkbox"/> 土曜日	(: ~ :)	まで)		

*3) 備考欄には、上記の必要とする曜日・時間等において補足すべき事項がある場合に記入してください。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。	
保護者氏名	必ず押印

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ美唄市(施設(事業者)を経由して提出する場合は、現在入所している施設)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 「申請児童」の欄は「氏名」にはふりがな、「性別」欄に○をし、生年月日を記入してください。
- 「障害者手帳、療育手帳の有無」の欄は該当がある場合はチェック(□)をしてください。
- 「保護者住所・連絡先」欄は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 「認定者番号」の欄は申請児童がすでに支給認定を受けている場合に記入してください。
- ①「世帯の状況」の欄は申請児童本人、保護者および同居している親族等の全員について記入してください。
「生活保護適用の有無」及び「家庭の状況」の該当するものにチェック(□)をしてください。
- ②「利用を希望する施設(事業者)名」欄には、希望する施設(事業者)名及び希望する理由を記入してください。

(裏面)

- ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、児童と保護者の続柄を記入し、必要とする理由欄にチェック(□)を付し、かつ、その具体的な状況について記入してください。
- * 具体的な状況について、(1)(2)に該当する場合は勤務先、就労時間(フルタイム、パートタイムの別等)、就労日数、通勤時間等、(4)では出産予定日等、(5)では介護している者の症病名や治療見込期間等、(7)では求職活動状況、就学先や就学期間等、その他に記載した場合は、具体的な状況を記入してください。

8 利用者負担額(保育料)等

利用者負担額(保育料)、延長保育利用料及び3歳以上児の給食費(副食費)については、4月から8月分を前年度、9月から翌年3月分までを当該年度の保護者の市町村民税所得割課税額等に基づき算定します。未申告の場合、正確な算定ができなくなることがありますので、収入の申告をお願いします。

なお、納入方法については、納め忘れないよう口座振替による納入をお願いしています。手続きは利用(教育・保育給付認定)決定時にお知らせします。

※令和8年度より、3歳未満児の保育料を無償化する予定です。

(ただし、令和8年3月の議会での議決を経て最終的に決定しますので、現時点では確定しておりません。)

参考

令和7年度 利用者負担額(保育料)表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)						備考
階層区分	定義	保育標準時間(11時間)		保育短時間(8時間)		短時間(4時間)		●同一世帯で2人以上入所の場合の調整	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
第1 【A】	生活保護法による被保護世帯(単親世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円	円	円	円	円	円	ア) 入所中児童の第1子 ⇒ 保育料 イ) 入所中児童の第2子 ⇒ 保育料×0.5 ウ) 入所中児童の第3子 以降 ⇒ 0円	
第2 【B】	市町村民税非課税世帯	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	ただし、世帯の所得割課税額が、教育認定(1号認定)77,101円未満、保育認定(2、3号認定)57,700円未満の場合は、生計を一にする子どもの年齢に関わらず	
第3 【C1】	A、B階層を除き市町村民税課税世帯であってその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 19,500	(9,000) 19,500	(0) 0	(9,000) 19,300	(0) 0	(0) 0	ア) 算定基準者の第1子 ⇒ 保育料 イ) 算定基準者の第2子 ⇒ 保育料×0.5 ウ) 算定基準者の第3子 以降 ⇒ 0円	
第4-1 【C2】		48,600円以上 77,101円未満 30,000	(9,000) 30,000	(0) 0	(9,000) 29,600	(0) 0	(0) 0		
第4-2 【C2】		77,101円以上 97,000円未満 30,000		0	29,600		0		
第5 【C3】		97,000円以上 169,000円未満 44,500		0	43,900		0	●非課税世帯の場合 ア) 算定基準者の第1子 ⇒ 保育料 イ) 算定基準者の第2子 以降 ⇒ 0円	
第6 【C4】		169,000円以上 301,000円未溎 61,000		0	60,100		0		
第7 【C5】		301,000円以上 397,000円未溎 80,000		0	78,800		0	●母子世帯等77,101円未満の場合 ア) 算定基準者の内1人目 ⇒ (保育料) イ) 算定基準者の内2人目 以降 ⇒ 0円	
第8 【C6】		397,000円以上 104,000		0	101,590		0		

※入所途中に3歳に到達した場合でも、利用者負担額は3歳未満児を適用

※婚姻歴のないひとり親について、申請により税法上の寡婦(夫)控除をみなし適用し利用者負担額を決定

※10円未満の端数は切り捨て

※B・C階層の()内は母子世帯等の保育料

※上記同一世帯で2人以上入所の場合の調整に適用される入所とは、保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援を利用している場合等

母子世帯等とは、母子世帯等(配偶者のない者で現に児童扶養しているものの世帯)の世帯、在宅障がい児(者)(身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健・福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者)のいる世帯[社会福祉施設に入所している児童(者)を除く。]その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯)をいい、申し出により適用されます。

◆月途中における入退所の保育料(月額)

区分	保育料算式
月途中入所	保育料(月額) × 当該月の月途中入所日からの開所日数/25日
月途中退所	保育料(月額) × 当該月の月途中退所日(保育解除の日)の前日までの開所日数/25日

※開所日数が25日を超える場合は25日とする。

※短時間保育(4時間)は25日とあるは20日と読み替える。

◆疾病により欠席した場合の保育料(月額)算出表

区分	在籍日数または保育日数	保育料算出額
疾病により欠席した場合	月のおける保育実施日のうち継続する欠席日数が20日以上のとき	保育料×1/3
	月のおける保育実施日のうち継続する欠席日数が10日以上 20日未満のとき	保育料×1/2

※疾病により欠席した場合において、欠席日数が翌月にかかるときは、欠席日数の多い月を減額する。)

■ 多子世帯保育料補助事業について ■

市では、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所等に入所している第2子以降の3歳未満のお子様について、次の補助要件のいずれにも該当する場合、保育料を無償としています。なお、補助事業の対象となる保護者の方には、別途通知いたします。

(1) 補助要件

- ① 美唄市に住所を有していること
- ② 令和8年3月31日における満年齢が0~2歳であり、保護者に監護され生計を一にする最年長者から数えて第2子以降であること
- ③ 世帯の市民税所得割課税額が169,000円未満であること
- ④ 市税、保育料の滞納がない世帯

(2) 補助方法

市税及び保育料について、納付状況の確認が必要であり、市税については同意書をいただき調査を行います。滞納がない場合、保育料は無償となります。万が一、滞納されている場合は、納付相談内容に応じ決定いたします。（市税の場合は税務課、保育料の場合はこども未来課で納付相談を行います。）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	備 考
階層区分	定 義		
第3 [C1]	A、B階層を除き市町村民税課税世帯であってその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	0 保育料は、4月から8月までは前年度、9月から3月までは現年度の市民税所得割課税額をもとに算定しています。
第4-1 [C2]		48,600円以上 77,101円未満	0 階層区分が変更となった場合、市税及び保育料の滞納がないことを確認するための同意書の提出されない場合、また納付相談の結果によっては左記の保育料表を適用できない場合があります。
第4-2 [C2]		77,101円以上 97,000円未満	0 対象世帯には別途通知いたします。 
第5 [C3]		97,000円以上 169,000円未満	0

※ この事業は、3歳未満のお子様がいる世帯への補助事業です。各年3月31日における満年齢が3歳以上となった場合、補助要件のいずれかが該当しなくなった場合は対象外となり、保育料を徴収することとなります。

■ 給食費について ■

給食費の取扱いについては、これまで保育料の一部として保護者にご負担いただきました。

幼児教育・保育無償化でもこの考え方を基本とし、3歳以上児については、主食は持参とし副食費を徴収します。なお、保育料設定と同様の多子の算定基準に基づき次のとおり階層区分によって免除となる場合は副食費の徴収は行いません。

(多子算定基準等については「利用者負担額（保育料）表＜備考＞」を参照)

- ※ 給食費月額については毎年見直しを行っています。
- ※ 3歳未満児については保育料に給食費が含まれていますので、別途徴収することはありません。
- ※ 令和8年度より、3歳以上児の給食費を無償化する予定です。
(ただし、令和8年3月の議会での議決を経て最終的に決定しますので、現時点では確定しておりません。)

参考

●3歳以上児

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定義	給 食 費			
		主食費	副食費		
			第1子	第2子	第3子
第1 [A]	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	持参	免除	免除	免除
第2 [B]	市町村民税非課税世帯	持参	免除	免除	免除
第3 [C1]	A・B階層を除き市町村民税課税世帯であってその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	持参	免除	免除
第4-1 [C2]		48,600円以上 77,101円未満	持参	免除	免除
第4-2 [C2]		77,101円以上 97,000円未満	持参	徴収	徴収
第5 [C3]		97,000円以上 169,000円未満	持参	徴収	徴収
第6 [C4]		169,000円以上 301,000円未満	持参	徴収	徴収
第7 [C5]		301,000円以上 397,000円未満	持参	徴収	徴収
第8 [C6]		397,000円以上	持参	徴収	徴収

給食費 (月額)	3,000 円
-------------	---------



納入していただく保育料、延長保育利用料、給食費は、お子さんの保育に要する費用となる大切なものです。納期限までの納入をお願いします。

9 障がい児保育

心身に障がいのある又は障がいの疑いがある児童について、適切な配慮のもとに集団保育を行っています。詳しくはこども未来課までお問い合わせ下さい。

10 延長保育

延長保育事業について

認可保育所では、午後6時30分から午後7時30分まで延長保育を実施しています。
事前の予約が必要になりますが、急な場合は当日でも電話等で保育所に連絡をして下さい。
家庭での夕食に響かない程度のおやつを用意します。

参考

利用料は下記のとおりです。

令和7年度延長保育利用料表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利 用 料		利 用 料	
階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			月額	日額	月額	日額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯		(50) 1,310	(50) 140	(500) 1,040	(50) 110
C ₁	A、B階層を除き市町村民税課税世帯であってその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	(1,310) 2,260	(140) 230	(1,040) 1,990	(110) 200
C ₂		48,600円以上 77,101円未満	(1,310) 3,200	(140) 320	(1,040) 2,930	(110) 300
C ₃		77,101円以上 97,000円未満	3,200	320	2,930	300
C ₄		97,000円以上 169,000円未満	4,510	460	3,630	370
C ₅		169,000円以上 301,000円未満	5,000	500	3,630	370
C ₆		301,000円以上 397,000円未満	5,000	500	3,630	370
		397,000円以上	5,000	500	3,630	370

B・C階層の（ ）内は母子世帯等の利用料

※ 月額利用料の上限 5,000円、 日額利用料の上限 500円。
(10日以上利用の場合は月額料金とします。)

認定こども園ひまわり(短時間保育)の延長保育時間

午後0時30分から午後3時30分まで

11 保育の解除（途中退所）

入所決定後であっても家庭で保育できる状態となったとき、またその児童が保育園及び認定こども園において保育（教育）をすることが困難と認められるとき、理由なく1か月以上引き続いて欠席した時は退所していただくことがあります。

12 災害保険

美唄市では美唄市立ピパの子保育園及び認定こども園ひまわりに在所する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害給付契約を結んでいます。（掛け金等の保護者の負担はありません。）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付は、保育所の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令に定められています。

その主な内容は下記のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

保育所の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障がいが残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、保育所の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 保育中
- ② 通常の経路及び方法による通園中

2 給付金額（災害共済給付の給付基準：センター法施行令第5条）

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（従って、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます

- ② その他・・医療費の他に、障害見舞金、死亡見舞金もあります。

もし、保育所での事故等で病院等にかかる場合には・・・

保育所入所児童は通常、病院等を受診する際には『子ども医療費助成制度』または、母子家庭等であれば『ひとり親家庭等医療費助成制度』の受給者証を提示して受診されているかと思います。しかしながら、医療費助成制度と災害給付金の請求は重複できないこと、また医療費助成制度においては他法優先としていることから、保育所での事故等で病院にかかる際には、医療費受給者証を使わず、保険証のみで受診して頂きます。窓口で保険証のみで受診されても、後日、災害給付金として自己負担額+保険診療点数の1割が支給されることになります。

また、受給者証を使用せず、初診から治癒までの窓口負担が1,500円未満だった場合は、医療費助成の対象となりますので、領収書、通帳、印鑑をお持ちになり市民課へ還付申請をしてください。

※保険加入については保護者の方の同意が必要となります。

入所申込書内に同意書欄がありますので、記入押印をお願いいたします。

13 病児保育

市では、満1歳から小学校就学前までの幼児を対象に、病気によりお子様を保育園や幼稚園などに預けることができず、かつ、保護者のお仕事の都合などでご家庭でのお子様の療養が困難なとき、保護者に代わって保育士・看護師が一時的にお子様を保育・看護する病児保育室「にこにこルーム えがお」を市立美唄病院内に開設しています。

保育園入所児童については、入所決定後『病児保育利用登録申込書』等をお配りしますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

